## 行財政構造改革等調査特別委員会会議記録

行財政構造改革等調査特別委員長 野田 武則

1 日時

平成 19 年 9 月 5 日 (水曜日) 午前 10 時 02 分開会、午前 11 時 40 分散会

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

野田武則委員長、久保孝喜副委員長、佐々木博委員、工藤大輔委員、小田島峰雄委員、 高橋昌造委員、髙橋元委員、

佐々木大和委員、柳村岩見委員、嵯峨壱朗委員、飯澤匡委員、及川あつし委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

蛇口担当書記、藤原担当書記

6 説明のため出席した者

総務部

川窪総務部長、瀬川総務室長、中村予算調製課総括課長、高橋人事課総括課長農林水産部

藤原森林保全課総括課長、藤沼森林保全課特命参事、平野森林保全課特命課長

7 一般傍聴者

なし

- 8 会議に付した事件
  - (1) 調査

ア 地方財政改革(都道府県の財政状況及び財政改革の先進的事例等、本県の財政 状況及び取り組み)について

イ 林業公社の清算の状況及び取り組みについて

(2) その他

ア 次回の委員会運営について

- 9 議事の内容
- ○野田武則委員長 おはようございます。ただいまから行財政構造改革等調査特別委員会 を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、地方財政改革といたしまして全国

都道府県の財政状況及び財政改革の先進的事例等、本県の財政状況及び取り組みについて、 及び林業公社の清算の状況及び取り組みについて調査を行いたいと思います。

調査の進め方についてでありますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに地方財政改革、全国都道府県の財政状況及び財政改革の先進的事例等、 本県の財政状況及び取り組みについて、執行部に説明を求めます。

○川窪総務部長 本日は地方財政改革が調査項目ということでございますので、本県、それから全国の財政状況や財政改革の取り組み事例等につきまして、御説明申し上げたいと存じます。

本県の財政状況につきましては、これまでの地方交付税の大幅な削減があったということや、それから今後県債の償還が高い水準で続いていくということになるということなどから、過去の財政構造と比べまして大きな変化が生じてきておりまして、結果として非常に厳しい財政状況が続いている。また、さらに厳しくなることも見込まれるというような状況になっております。本日は、本県の財政状況につきましては、過去の推移、また財政構造がどう変化してきたかというようなこと、また全国の財政状況につきましては、交付税の推移や税源偏在の状況、また全国の都道府県の財政構造などにつきまして、またこれとあわせまして財政改革取り組み事例などについて、中村予算調製課総括課長から御説明申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中村予算調製課総括課長 それでは、早速御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思います。まず、左上でございますが、これは本県の平成元年度以降の予算規模の推移をあらわしたものでございます。平成元年以降予算規模は増加をしてございます。そして、平成13年度9,028億をピークといたしまして、それ以後は6年連続して減少しているという状況となってございます。平成13年度と今年度を比較いたしますと1,760億円の減少ということになってございます。これにつきましては、地方全体の数字でございます地方財政計画もほぼ同様の動きとなってございまして、地財計画のほうも平成13年度がピークで89兆円ということになってございます。それから、平成19年度、今年度とほぼ同規模の予算規模を過去にさかのぼると平成5年度が7,060億円ということで、大体同様の規模になってございます。

この2つの年度の中身を比較したものがその下の目的別と性質別の構成比でございます。 目的別でまず見ますと、公債費が大幅にふえ、土木費と農林水産業費が大幅に減少をしてご ざいます。公債費では870億円程度増加、それから土木費は480億円程度減少、農林水産業 費は610億円程度減少、これは土木費、農林水産業費ともに公共事業関係の影響で減少して いるものがその大きな要因というふうに言えるかと思います。

それから、その下の性質別でございますが、こちらも公債費及び補助費等が大幅にふえて ございまして、普通建設事業費が大幅に減少をしてございます。補助費等につきましては、 これは補助負担金とか委託金、その他の経費でございますが、約690億円程度増加をしてご ざいます。この理由は、主には社会保障関係の増が大きな要因というふうに言えるかと思います。普通建設事業費は、先ほどお話しいたしましたように公共事業関係の減少がその大宗を占めると言えるかと思います。

それから、右側の交付税の推移のほうでございますが、本県の財政構造は地方交付税、国庫支出金、県債等の依存財源の割合が 65%程度ということで非常に高い割合になってございます。臨時財政対策債というのがこの平成 13 年度から、ピンク色でございますが、発行されてございます。これは前年度までは交付税特会で借り入れをして、各自治体にいわば現金で配っていたものが、交付税特会の残高が大きくなったといったこともございまして、平成 13 年度からは各団体が直接借り入れをして行うという方式に切りかえたものでございます。いわば交付税の振りかわりといったような形で発行される地方債でございまして、その元利償還金につきましては後年度 100%基準財政需要額に算入されているものでございます。この臨時財政対策債を含む実質交付税につきましては、平成 15 年度の 3,050 億円がピークとなっておりまして、以後年々減少しており、今年度につきましては約 2,600 億円程度といったことで、15 年度と比較いたしますと約 450 億円程度減少をしているということでございます。特に平成 16 年度につきましては、俗に交付税ショックというふうな言い方もされてございましたが、特に落ち込みが大きくなっているものでございます。

それから、その下が主要3基金の推移でございますが、本県の主要3基金でございます財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金の年度末残高は、平成8年度の1,564億円をピークとして、以後年々減少を続けておりまして、今年度末の見込みでは147億円程度と見込まれてございます。これが平成8年度と比較をいたしますと1,400億円程度減少しているという状況になってございます。平成元年度から4年度にかけまして県債管理基金の伸びが特に大きくなってございますが、これはそれ以前に発行されました県債の償還財源を交付税で前倒し措置をされたことに伴って積み立てを行ったということでございまして、それが平成8年度にピークを迎えているといったような状況になっているものでございます。今後厳しい財政運営が予想されておりますけれども、それぞれの基金の設置に沿った活用に留意しながら、効果的な活用をしていく必要があるだろうというふうに考えてございます

その次の2ページ目を御覧いただきたいと思います。これは県債関係のグラフ化したものでございます。黄色の棒グラフにつきましては県債の残高、それから青の折れ線グラフにつきましては各年度の県債発行額、それから赤の折れ線は各年度の元金償還額をあらわしているものでございます。青の折れ線の県債発行のピークは、平成15年度の1,658億円がピークとなってございます。これは地方交付税の身がわりでございます臨財債をこの年度522億円確保したといったこと等が要因となりまして、増大をしたものでございます。これを除外して考えますと、事業実施等によります実質的な県債発行のピークは平成9年度の1,634億円でございます。これは公共事業の増大でありますとか、東北新幹線の本格着工、県立大学の整備といった要因でございます。平成15年度以降につきましては、行革プログ

ラム等によりまして、公共事業の抑制により県債の発行を抑制してきたということがございまして、平成 18 年度には元金償還額が県債発行額を上回る、いわゆるプライマリーバランスの黒字を達成しているということでございます。今年度につきましても、いわゆる希望ファンド、これは6月補正で措置をいただきましたけれども、これは実質借りた元金につきましてはそのまま運用して、今年度満期を来たならばまたその元金を返すということでございますので、実質一般財源を伴う償還にならないということで、こういったものを除外して考えますと、19 年度につきましてもプライマリーバランスの黒字については維持できる見込みというふうに考えてございます。

その次の3ページ目をお開き願います。これは全国の交付税の推移をあらわしたものでございます。実質的な交付税である臨財債と交付税の総額の状況を見ますと、一番下の欄にその合計額が書いてございますけれども、平成15年度までは増加をしてございましたが、16年度以降、毎年度減少傾向にございます。特に平成16年度は対前年度比で2.8兆円の減、割合で12%の減。それから、17年度以降につきましても毎年度1兆円ずつ減少しているという状況にございます。また、先ごろ総務省のほうから発表されました来年度の地方財政収支の仮試算におきましても、臨財債とあわせました交付税の総額につきましては、今年度比で約1兆円程度減少ということで、引き続き抑制基調という状況が続くものと見込まれてございます。

その次のページをお願いいたします。この資料は全国の各都道府県の県税の人口1人当たり税額を棒グラフ化したものでございます。平成17年度のデータでございますけれども、人口集積とか経済活動の違い等によりまして、法人関係税を初め、都市と地方間で税源の偏在があるということが言われておりますけれども、このグラフで見ましても東京都が1人当たり21万9,000円でございますのに対しまして、一番低い沖縄県が6万9,000円ということで3.2倍の格差が生じているという状況でございます。ちなみに、本県は1人当たりでは8万9,000円ということで、東京都との比較で言いますと2.5倍の格差という状況になってございます。岩手はちなみに、下から数えまして10番目というところに位置をしているという状況でございます。個別の税目で見ますと、地方法人2税につきましては、一番低い長崎と東京の対比で約6.5倍の格差、それから地方消費税の、これは精算後の数字でございますが、これが一番偏在が少ないと言われている税目でございますが、地方消費税では2倍の格差というふうに言われております。

それでは、その次の資料をお願いいたします。これは一般財源ベースで見ました目的別歳 出決算額の内訳と、これらに占めます地方税、あとは交付税等の割合をグラフ化したもので ございます。本県のように税収の少ない県にございましては、地方税のみでは各種交付金と 公債費をあわせた額も賄えないといったような状況になってございます。地方交付税等の 配分によりましてその度合いが調整をされるということで、各都道府県がおおよそ農林、土 木費まで財源を賄える程度に調整が行われているという状況がございます。大体一般財源 ベースで言いますと、この地方税と地方譲与税、交付税を足した、右側の折れ線グラフでご ざいますが、大体8割から9割程度の間にほぼ各県がおさまっているという状況ですが、左側の地方税のシェアを見てみますとかなり、先ほどの1人当たり税額、どこも同じような動きでございますが、各県によってそのウエートが違っているという状況が見てとれるかと思います。

それから、その次の6ページをお願いいたします。これも今の資料と似たような資料でございますが、岩手、岡山、愛知の3県を比較したものでございますが、岩手は全国的に見ても財政力としてはかなり弱いほうの県になりますし、岡山は大体中位に位置する県、それから愛知につきましては財政力についてはかなり、東京都に次いで昨年度から不交付団体になってございますので、いい県というようなことでこの3つの県を比較してございます。本県では、先ほどお話しいたしましたように、地方税では市町村への税関係交付金と公債費も賄えないといったような状況になってございます。これに交付税を足してみますと土木費まで賄えているという状況になってございます。これが岡山県で見ますと、主要一般財源の金額で見ますと本県と300億円程度しか違わない状況でございますが、税収では本県よりも1,000億円程度多いということでございまして、税収だけで交付金、公債費、警察費、それから教育費の一部までそれでほぼ賄えるといったような状況になってございます。これが愛知県では地方税収が1兆円を超えているという状況でございますので、民生費の一部まで税収で賄えるということになってございますし、昨年度から愛知につきましては交付税の不交付団体になっているということでございます。

それでは、次の7ページをお開きいただきたいと思います。これは普通会計ベースの全国と本県の地方債残高の状況をあらわしたグラフでございます。本県の地方債残高の増加割合は全国の増加割合より若干上回っているといった状況にございます。これは経済対策等によりまして県債発行の増加がしているという状況に加えまして、先ほどお話をいたしました交付税の身がわりでございます臨財債の発行がふえているといったようなことが要因としては挙げられるものというふうに思います。平成13年度から18年度までの臨財債の発行実績は1,800億円程度という状況になってございます。その下でございますが、標準財政規模に対する地方債残高の割合を平成5年度と平成17年度の数値を左右に並べたものでございます。本県の場合には、平成5年度が地方債残高は標準財政規模の約1.7倍ということで、これは高いほうから数えますと18番目ということでございますが、17年度につきましてはそれが3.7倍ということで約倍程度にふえておりますし、全国順位でも高いほうから6番目ということで順位が上がっているという状況になってございます。この標準財政規模に対する地方債残高の割合につきましては、各県も割合としてはほぼ2倍程度に17年度のほうがふえているという状況でございます。

では、その次の、全国の行財政改革の事例でございますが、前回の8月に行われた本委員会では、本県の行革プログラムの取り組みについて報告が行われているというふうにお伺いしておりましたので、今回は全国の状況の概要につきまして御説明を申し上げます。この資料は昨年の8月総務省がまとめたものでございますが、全国の自治体の集中改革プラン

の取り組み状況ということで整理をしたものでございます。各都道府県の取り組み状況では、昨年の8月末時点で45の都道府県がこのプランを公表済みということで、長野県が今年の3月に公表をしておりますので、残り公表していないのは鳥取県のみということでございます。

具体的な取り組みの中身でございますが、まず定員管理、給与の適正化等の人件費関係の取り組みでございますが、定員管理の目標数値につきましては、都道府県分につきましては4.3%の減という状況になってございます。ちなみに、本県の場合には6%の減、うち知事部局については14.7%の減ということで、全国平均よりは厳しく目標を設定して取り組んでいるという状況でございます。

それから、あと各都道府県におきましても昇給であるとか手当の見直し等など給与の適 正化に取り組んでいるという状況になってございます。

その次に事務事業関係の取り組みでございますが、ここに書いてございますように民間委託等の推進でございますとか、出先機関の見直しなど行政組織の見直し、それから市町村への権限移譲等によりまして県行政が担うべき役割の見直しや、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応に取り組んでいるという状況でございます。それから、各それぞれの自治体が行っております事務事業の必要性を再検討するなど、事務事業の見直しにつきましてもそれぞれの団体で取り組んでいるということで、個別には個々の事業の見直し、それから補助金等の整理、合理化などに取り組んでいるということで、本県におきましても現在事務事業の総点検を進めているということでございます。

その次に、公営企業、第三セクターの改革でございますが、これにつきましても定員削減でありますとか経営手法の検討などを行いまして、またことし6月に成立をいたしました地方公共団体の財政健全化法なども踏まえまして、連結対象となります公営企業の健全化に取り組んでいるということでございます。また、第三セクターの統廃合でございますとか、公共団体から第三セクターへの財政支援のあり方の見直しなどについてもほとんどの県で取り組んでいるという状況でございます。このような人件費でありますとか事務事業の見直しの目的は、基本的には県民の行政ニーズに的確にこたえられるように簡素で効率的、効果的な行政体制の整備を進めていくということがその趣旨でございますので、これによりまして中長期的な歳出構造を改善していくということが重要な取り組みであるというふうに認識をしてございます。

こういった他県の取り組み等もよく研究をいたしまして、新しい行革プログラム等に反映をさせていきたいというように考えてございます。また、具体的な歳出抑制策でありますとか財源確保策につきましては、各年度の予算編成の中でまた検討してまいりたいというように考えてございます。

以上、説明してまいりましたように、本県の財政構造は地方税の伸びが大きく期待をできないといった中で、交付税に依存をしている割合が高いという構造が続いてございます。このような中でこの地方債残高が多いという財政規模をどういうふうにしていくかというこ

とが財政運営上の大きな課題ではないかというふうに考えてございます。県の収支見通しでは、これまでの地方交付税の大幅な削減や県債の償還が高い水準で推移をするといったことなどによりまして、職員の定数の削減計画といったことを加味いたしましても、引き続き多額の財源不足が見込まれているところでございます。昨年の試算では、平成19年度から22年度までの4年間で約2,600億円程度、単年度では600億円から700億円程度の収支ギャップが見込まれたところでございますが、実際今年度につきましては県債の増発が約440億円程度、それから基金の取り崩しが160億円程度の、合計600億円程度の財源対策を行って予算を組んだところでございます。来年度以降につきましても、制度上可能な限りの県債の追加発行を行うことを想定いたしましても、基金の取り崩しやその他の歳入歳出対策によって調整しなければならない額が200億円ないしは300億円といった規模で生じるのではないかというふうに想定をしてございます。前回の行革プログラム策定時に比べても主要3基金の残高が大きく減少していくといったことも踏まえまして、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなるのではないかというふうに見込まれておりますので、来年度の予算編成に向けましても歳入歳出両面での対策を検討してまいりたいというように考えております。

また、今後整備がされます財政健全化法の指標の動向といったことにもまた十分留意しながら、中長期的な観点で財政の健全化にも取り組んでまいりたいというように考えてございます。

また、本県の取り組みだけではなかなか限界もあるというふうにも考えてございまして、 地方、都市部との格差が拡大をしているという中にございまして、本県のように税収が大き く期待できない地域におきましては、交付税の抑制基調が続くという中で基金も減少して きているということで、さらに厳しい財政運営が見込まれておりますので、今後地方税財政 関係につきましても国等に強く働きかけも行ってまいりたいというように考えているとこ ろでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○野田武則委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑、意見交換に入りたいと思います。

ただいまの説明について質疑、御意見はありませんでしょうか。

○嵯峨壱朗委員 今説明を受けた、今までずっと交付税は減っていたという、事務の人が話して聞いてきたわけですけれども、この1ページの表を見ていると予算の規模が同額のころの交付税と比べると決して少なくないわけではないですね。多いですね、平成5年とかと比べると、実際は。ということは、交付税が減って予算編成、また執行厳しいというのにはならないような気がする。改めてその辺見たのですけれども、それ理解できない。

それと、もう少しこの目的別構成比とか性質別とか見ていると、公債費が圧倒的にふえて、 そして公債費の約半分ぐらいが交付税で措置されているという説明を私が受けております けれども、それからすると七、八百億近いのがこの交付税から出ていることになりましたが、 これがすべての厳しさの原因だなというふうに理解しましたけれども、そういう説明しま した。それで、いずれ説明と交付税が減ったのは財政が厳しい原因であるというふうには理解できなかったのですけれどもどうなのですか。

○中村予算調製課総括課長 確かに平成19年度、臨財債込みでの数字を比較いたしますと、19年度は2,598億円で、平成5年度は2,489億円ですので、平成19年度のほうが金額としては多いということはそのとおりでございます。結局先ほど御説明をいたしましたが、目的別の構成のところの両年度を比較したところをまた見ていただきますと、公債費の伸びが大きく平成19年度のほうはふえているということで、いわゆるこういった義務的な経費が平成5年度に比較して平成19年度のほうが非常にその割合がふえているということで、逆に言いますといわゆる新規政策的な部分に回せる経費といいますか、裁量で使える経費がその分19年度のほうがかなり全体の中では少なくなってきているという状況ではないかというふうに言えるかと思います。

〇嵯峨壱朗委員 それはわかりました。僕が確認したかったのは、3ページ見ると、交付税 全体は当然かなり減っているわけですね。ここ数年ずっと減ってきている。そういった割合 からすると全体の中で減っているけれども、岩手県においては余り減っていないのではな いかというの、そう思った。ですから、交付税が減ったのが財政運営に支障を来していると いう説明は成り立たないのではないかということを私は言っているのですね。岩手県にお いては全くそれは根拠がないような気がしている。そういう認識でいいのかどうか。

それから、平成 19 年度が 1,521 億円の公債費ということですけれども、今後どういうふうな推移をしていくのかという説明していただきたいと思います。本当は資料があればいいですけれども。

○中村予算調製課総括課長 1つは交付税の関係でございますが、交付税がここ数年15年度以降は落ちているというのは、数字ではそのとおりではありますが、もう1つには、先ほどお話をいたしましたが、交付税の中で過去に発行した起債の分のいわゆる元利償還費が交付税措置をされているということで、もらっている交付税の中で過去の借金分として充てられる分の割合が一方でふえているということも事実でございます。ですから、そういう意味で交付税そのものは一般財源ではございますけれども、実質過去の借金の償還見合いとしてもらっている分の割合がだんだん膨らんできているということも言えますので、そういった意味でいわゆる自由に交付税の中でも使える部分が実質的には少なくなってきているということが言えようかと思います。

それから、今後の公債費の見込みでございますが、これにつきましても過去に発行した県債の分の償還がかなり高い状況で推移をすることが見込まれておりまして、できるだけその償還の年度を平準化する、いわゆる高いところをならしてというようなことで、借りかえといったような手法も現行制度の認められている中で行うといったことも対応してございますけれども、その中でもまだかなり高い水準でここ何年かは推移をしていくというふうに見込まれてございます。

○嵯峨壱朗委員 交付税という説明はわかるのですけれども、要するに確かにその償還分

に割り当てするとか、そうでしょうけれども、それをもって交付税が減ったから財政運営上・・が厳しくなったという、またその説とちょっと違うのではないかということを言っているのです。中身は確かに自由に使えるお金が少ないことはわかるのですけれども、それを理由にするのはどうかなということですが、いかがですか。

それとあと、その償還額、見込みでもほぼ大体の予算額ができていると思うのです。これから財源不足が想定されるという話をしておりましたけれども、県債も平成19年度440億円の発行ですか、来年度も恐らくそれがどれぐらいか。ふえていかないにしても当然一定の金額の、半年ごとですか、そういった意味で言うと当然試算していると思うのですが、現時点でもいいですけれども、試算しているのがあれば教えていただければいいのですが、これから数年の公債費の割合。

○中村予算調製課総括課長 まず、公債費の部分、推計でございますが、今年度は 1,500 億円程度でございますが、これが徐々にふえまして当面のピークが平成 26 年に 2,260 億円程度になるのではないかと見込まれております。その後若干減少しますが、まだ高い割合で推移をしていくのかなというふうに見込んでございます。これについては先ほどお話ししましたように、借りかえといったような対応も考えながら財政運営をしてまいりたいというように考えてございます。

○嵯峨壱朗委員 平成 26 年度に 2,260 億円が相殺されるとすると、順調に交付税が減っていくとすれば、順調かどうかわかりませんけれども、これ交付税と同額になっていく可能性もありますよね。恐らくそうではなくて、交付税の措置分というのはふえていくとすれば交付税が総額がふえていくのか。どうなのでしょう、これに関しては、関心のあるところなのですけれども。

○中村予算調製課総括課長 交付税が将来の時点でどれぐらいになっているかというのは、なかなか現時点では非常に推計が難しいところでございますが、いずれこの交付税の減少につきましては、我々のほうとしては国のほうにも働きかけをして、やっぱりどこかで底を打つというのでしょうか、今の時点ではなかなか、毎年毎年減少が続いているということが続いておりますものですから、どこかで底を打つような対策も必要かなというふうに考えてございますし、またこの公債費の対策につきましても、先ほどお話しいたしましたような借りかえといったような手法等も検討しながら、各年の財政運営を何とか乗り切ってまいりたいと、このように考えております。

## ○野田武則委員長 その他。

○佐々木博委員 3点について伺いたいというふうに思いますけれども、まず1点はこの主要3基金の推移ですけれども、岩手競馬への融資の問題のときにも、本当にこの主要基金がこれだけ減ってしまって大丈夫なのかというかなりの議論があったわけでありますけれども、今改めてこの表を見ますと、本当に1,500億円近くのお金があっという間になくなってしまったということで、本当に改めて大変だなと思うわけでありますが、お伺いしたいのは、例えば台風も近づいているようでありますけれども、台風だとか、あるいは例えば宮城

県沖地震だとか、そういった災害もいつあるかわからない、予想されるわけでありますけれども、そういった場合に、たったこれだけの基金でそういった場合本当に対応ができるのかどうか、まずそのことについて第1点伺いたいというふうに思います。

それから、第2点は、全国のほうでもやっているようでありますが、市町村への権限移譲ですけれども、これはできるだけ住民の身近なところで行政を行うということは全くそのとおりいいことだと思いますけれども、これ権限移譲と同時に財源の移譲も多分していると思いますし、場合によっては、人までつけて移譲しているのだと思うのですけれども、そのことによって、例えば県の財政がよくなるにしても、では受け手の市町村、これも本当によくなっているのかどうか。県の負担で例えば市町村がかえって負担がふえるようなことがあってはならないと思うわけですが、その辺のところが実際どうなのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、3つ目は、来年からですか、地方財政健全化法、これができますと、例えば公営企業だとか第三セクター、これに対する損失補償なんかも全部入れた上でのバランスシートで考えなければいけなくなるわけでありますが、これが本県の場合どういった見通しになるのか、その件についてちょっとお伺いをしたいと、以上です。

○中村予算調製課総括課長 まず、最初の災害等が発生した場合に、非常に今基金残高が少ないといったことで、大丈夫なのかという御質問でございますが、これにつきましては具体に今、各年度、仮に災害が発生した場合には、財源といたしましてはそれぞれ災害復旧に対応できる起債といった制度もございますので、そういった極力現行制度で使える制度についてはまずそちらを最優先で活用しながら、それでもどうしても財源的に間に合わないといいましょうか、そういった場合にはこういった基金も当然活用しながら対応してまいるといったようなことになるのかというふうに考えてございます。

それから、2点目の市町村の権限移譲の関係でございますが、今委員からお話ございましたように、県からの権限移譲が単に市町村に対して負担を押しつけるとか、そういった形であっては当然ならないものというふうに我々も考えてございます。住民にとって一番いい行政、質の高い行政がまさにトータルとして行われるような形で県から市町村への権限移譲も行うべきものというふうに我々も考えてございますし、それで先ほどちょっと委員のほうからもお話がございましたように、今一定程度その権限、事務をおろす場合に必要な財政的手当てといいましょうか、については市町村のほうにも交付をさせていただいているといったような状況でございます。

それから、3点目の健全化法の対応でございますが、これにつきましてはいわゆる実質指標の公表、これは4つの指標で健全化の状況を見ていくといったような制度でございますが、指標の公表については平成19年度決算から公表していくということで、実質健全化計画の策定といったような義務づけにつきましては20年度決算から対応していくといったような制度でございます。今委員のほうからお話がございました、例えば第三セクターとかそういったところへの損失補償とか、そういったことも含めてトータルで対応をしていくと

きにその辺大丈夫なのかといったようなお話がございましたが、当然そういったことも十分踏まえて、第三セクター等を対象にした指標について将来負担比率ということで、その団体にとって、いわゆる例えば三セクに損失補償をしていた場合に、それが実質的に三セクの経営がおかしくなって自治体がその負債を負わなければならないといったようなことになってきた場合には、その金額がこの将来負担比率のほうに算入されて率を計算していくといったようなことで、その三セクなり公社なりといったようなところの財政状況も自治体とトータルで踏まえてその健全化を考えていこうということでございますので、今委員から御心配の点で御指摘がありましたが、まずそういったことのないように、逆に今時点から十分三セクなりそういったところのいわゆる経営健全化の指導というのでしょうか、それを日ごろから十分県としても留意していく必要があるというように考えてございます。

○佐々木博委員 ありがとうございます。災害が起きた場合に起債で対応するということ、そのとおりだと思いますけれども、問題は、災害が起きたら本当は、一刻も早く対応してもらいたいと被災者はだれでも考えるわけで、起債を待ってだとかとなると、スピードがやっぱりどうしてもおくれるのではないか、これが一番心配なわけですね。最終的には財政的な措置はいろんなことで対応できるかもしれませんが、そこのところがどうなのかなというところが1つあるわけであります。

それから、もう一つは、市町村への権限移譲、御答弁のとおりだと思いますけれども、これが本当にいいのであれば、むしろ市町村のほうからも権限を移譲してくれという声が多分どんどん、どんどんこれから今後出てくるのだと思うのですね。現実にその権限移譲をやって、これがいいということになれば、ほかの市町村からもやはりそういったことの要望がどんどん出てくると思うのですけれども、現状どうでしょうか。もうほかの事例を見て、ああ、これはいいなと、ぜひうちにもというようなそういった動きがあるのかどうか。本県も含めて、もし全国的な事例もわかるのであればお知らせをいただきたい。これが2つ目。

それから、3つ目、今の財政健全化法のかかわりですけれども、確かにそのとおりなわけでありますが、現実問題として第三セクターが破綻して、それで債務を損失補償しているところでは、一回で損失補償しているという例は実は余りないですよね。地方団体もお金がないから何年にも分けて、分割して返済しているというのがほとんどの例でありまして、反対になぜかというと、こうなりますと実は金を貸している金融機関も第三セクターに対して融資の姿勢が非常に短期になってくるという、そういった問題があるわけですよ。そうしますと、やはり第三セクターなんかも運営自体にも支障が出てくることになりかねないと思いますので、そういった点も含めますと本当にますますこの連結の地方自治体の財政状況という部分が非常に大切になってくるのではないかなと思うわけでありますが、その辺のところも含めまして、もう一度御答弁いただければというふうにお願いします。

○中村予算調製課総括課長 まず、第1点目の災害の対応でございますが、委員おっしゃる とおり確かに災害の場合には住民の生活も守る、再建をしていくというのが必須の項目で ございますので、何よりもスピードが大事というのはおっしゃるとおりでございます。です から、確かに現実の問題としては何か起債の手続を待ってということではなくて、まずその 取り組みに着手しながら、財源手当ては同時並行的にそれに充て、活用できる財源は何があ るのかということを考え、検討して進めていくといったような事務処理になるのではない かというふうに思います。

それから、市町村の権限移譲の関係で、具体的に本当に市町村のためになるのであれば、 市町村のほうからぜひこれは欲しいといったような要望が出てくるはずではないのかといったお話でございまして、それもまさにそのとおりだと思います。現実的には今県が進めております権限移譲につきましても、市町村のほうの意向もいろいろ確認しながらやっているといったような面もございますし、直近の事例では私が聞いている範囲では、例えばパスポートの支給事務、これについては既に幾つかの市町村に権限をおろしているわけですが、具体的にぜひ自分のところでやりたいと、それまでは県の合同庁舎に住民の方が出向いていっていただいておりましたけれども、それが市町村のほうで交付ができるということで、より身近なところでパスポート発給が受けられるといったような事例も出ておりますので、なるべくそういった形で市町村の意向を尊重したといいますか、そういった事務になっていくように取り組むべきものというように考えてございます。

それから、健全化法の対応でございますが、これはまた委員が今おっしゃったようなこと、 自治体だけではなくて自治体が関与している三セクなりそういったところの経営の健全化 というのは、非常に今後ますます重要性が高まってくるものというように思っております ので、県のほうといたしましても関係部局と一体となって、そういったところにさらに取り 組んでまいりたい、そのように考えてございます。

○髙橋人事課総括課長 市町村への権限移譲のことで全国的な状況がどうかということで ございました。若干資料が古くて恐縮でございます。総務省から平成 16 年度末で調査した 結果によりますと、各都道府県で平均 58 法令 569 事務を移譲している。中でも多いところ では、例えば静岡県でございますが、152 法令 1,610 事務を移譲しているといったような流 れになるということでございますので、全国的にそういった形でこういった事務の移譲、権 限の移譲が進んでいくのではないかなというふうに考えるところでございます。以上でご ざいます。

- ○佐々木博委員 静岡で今一番多いのですか。
- ○髙橋人事課総括課長 具体的に一番多いかどうかというのは確認してございませんが、 この例で挙げられているところでは、恐らく多いところということで表示されていると思 います。
- ○野田武則委員長 ほかにありませんか。
- ○髙橋元委員 先ほどの嵯峨委員の質問に関連するわけですけれども、私も先ほどの県債の償還についての説明で平成 18 年度がピークかなと思ったら、今 22 年ごろというふうなお話、説明もあったのですが、現状の中でこの県債の償還計画というのですか、そういったものを明らかにしてもらわないと今後の予算の審議とか、さまざまな面でいろんな支障が

来るのではないかと私は思うのですが、ぜひその償還計画を明らかにしてほしいと思います。それで、この平成22年2,260億円、これが本当にピークなのか、山がもう少し先にあるのか、その辺はいかがなものでしょうか。

○中村予算調製課総括課長 1つは、前段のお話ございました今後の公債費の償還の計画 の資料ということでございましたが、これは後ほど資料という形で御提供させていただき たいというふうに思います。

それから、後段のほうの御質問で、先ほど私が答弁をいたしました、今時点で見込まれております償還のピークが 2026 年の 2,460 億円程度といったところが、今時点でこちらで整理している資料ではそこがピークという状況になってございます。

- ○野田武則委員長 ほかにありませんか。
- ○及川あつし委員 済みません、1点だけ教えてください。きょう改めて本県の財政状況の資料を御提示いただきまして、非常に重苦しい気持ちになったというのが正直なところでございます。一層いろいろと財政の健全化へ向かって当局も、また議会側も襟を正さなければいけないなと認識したところであります。1点お尋ねしたいのは、県債の中身なのでございますが、先ほど中村課長さんからいろいろ一部御説明もありましたが、いわゆる臨財債の発行で、あれは元利償還ともに基準財政需要額に入っているということでありましたが、それと、あとは大きくこの公債残高が膨らんだ原因の1つである経済対策の事業、あのときもたびたび当時の財政課長さんも含めて、後年度にしっかりと国から法制措置されると何度も答弁されてきた経緯があるわけですが、現実問題、この残高のうち裏負担があるものとそうでないものと、この残高の中身をちょっと教えてほしいと思います。
- ○中村予算調製課総括課長 交付税の関係は、起債関係のおおむねの割合というのでしょうか、それは約半分程度というように見込まれてございます。
- ○及川あつし委員 確認ですが、1兆4,000億円余りのうち半分ですから、およそ7,000億円が国のほうで後年度負担するよと、事実上約束されているものというふうに理解してよろしいですか。
- ○中村予算調製課総括課長 はい、そのとおりでございます。
- ○小田島峰雄委員 るる御説明をいただきまして、本県財政への影響についてはほぼ理解をいたしたところでございますが、聞き漏らしたこともあろうかと存じますので、改めて御説明いただきたいと思うのであります。そういう中で、まずそもそも本県の財政計画を将来展望した場合にさまざまシミュレートしておられると思うのでありますけれども、現在、5年になるか10年になるか、それはわかりませんけれども、中長期を見通した財政計画がおありかどうか、おありだとすれば、それを資料として御提示いただけるのかどうかということをまずお聞きしたいと思います。先ほど髙橋委員から公債費についての資料提供の依頼がありましたけれども、それだけではなくて歳入と歳出一緒に、ある程度中長期を見通した財政計画をお示しいただければ、もっと理解がしやすいのではないかと存じます

第2点目、平成19年度につきましては、県債の増発が440億円、基金の取り崩しが160

億円、これでまず収支の均衡を図ったと、こういう御説明がございました。その財政計画の中で中長期にわたって改めて財源不足をいかほどと見込んでおられるのか、それに対してどういう手だてを講じようとしておられるのか、それをお聞きしたいと思います。一方ではプライマリーバランスの黒字化を維持するのだということの御説明もありましたし、それからまた主要3基金の取り崩ししようにも残高がないという状況下において、その財源不足をどう解消しようとしておられるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

総じて申し上げますと、本県の財政は私たちが想像する以上に極めて赤信号がぴかぴかとともっている状態ではないかと私は推測をいたすわけでございますけれども、本県が夕張のようにならないという、確固たるその自信ある御答弁をちょうだいしたいと思うのであります。

○中村予算調製課総括課長 まず、最初の、公債費だけではなくて、いわゆる歳入の面も含めて長期の見通しがあるのかということでございますが、公債費についてはかなり長期的なシミュレーションというのでしょうか、それができておりますので数字としては押さえておりますが、いわゆる歳入のほうにつきましては、例えば税収であるとか交付税であるとか、これが例えば10年後、20年後にどれぐらいになるのかといったことは、かなり推計が難しいといったこともございますので、そういった長期的なスパンでの歳入面でのトータルの姿を推計しているといったものは、申しわけございませんが今のところないといったような状況でございます。

それから、2点目、収支見通しの御質問がございました。これにつきましては、昨年の8 月に1度、試算で今年度から22年度までの4年間でおよそ2,600億円程度のギャップがあ ると、単年度では 600 億円から 700 億円程度ということで、これは説明のときにお話を申 し上げましたが、大体、実際今新たな行革プログラム策定に向けて、これの今時点に置き直 した作業も行っておりますが、結果としては余り昨年推計したものと大きな違いがないの ではないかというように見込んでございます。それの対応策といたしましては、今のところ は当面制度上発行できるその起債を極力発行するといったようなことで極力ギャップの縮 小を図っても、なお各年度で言いますと 200 億円から 300 億円程度埋めなければならない 収支ギャップが出てまいるのではないかというように見込んでございます。これにつきま しては、1つは歳出の面で徹底的な見直しを図って、削減できるところは削減をしていくと いうことがございますし、もう一方で歳入確保という面で、例えば県税についていろいろ徴 収率をもう少し向上させるような取り組みができないかとか、あとは使用料、手数料の見直 しでございますとか、それ以外のいろんな各種の県の特定目的で例えば設置している基金 等もございます。あとは、それ以外の他会計の資金もございますけれども、そういったよう なものも活用できるものがないかといったような視点で現在精査を進めているといったよ うなことでございますので、そういった歳入面、歳出面両面にわたった検討を行いながら、 各年度のギャップについてはぜひとも解消していくような取り組みをしてまいりたいとい うようには考えてございます。ただ、説明のときにもお話ししましたが、交付税の将来の動

きがちょっと、今時点でなかなか見通せないというところもございまして、仮にこの現象が 続いていくということになると、なかなか県だけの努力ではこのギャップを毎年埋めてい くというのは非常に限界が、一方ではあるのではないかということも事実かなというふう にも思っておりますので、そういった面での国等に対しての制度面でのいろんな制度要望 といいますか、そういった面もあわせて行いながら、このギャップを埋めてまいるような努 力をしてまいりたいというように考えております。

○小田島峰雄委員 確かにお話のとおり今後の税収に多くを期待できない状況がある、交 付税の将来見通しがつかない状況にある。そういった極めて流動的不安定要素がある状況 についてはわかりますけれども、少なくとも財政担当課にありましては、すかさず数年先の 財政シミュレーションというのはやっておられると思うのであります。公表できるかでき ないかは別として、一定の条件下で財政シミュレートしておられるはずでございます。それ が今計画を持っていないというのは、ちょっとにわかには信じがたい気持ちがいたします。 それは置いておきまして、いずれにしても将来見通しはある程度お示しをいただかないと、 これからの行財政運営をどうあるべきかという議論はできないのではないかと、私はそう 思うのであります。それから、平成 18 年度、去年の 8 月に 600 億円ないし 700 億円程度の 財源不足が生じるという、それと現在の状況が余り変わっていないというお答えがござい ました。そういう中で起債の増発をする、なおかつ収支ギャップが生じると、こういうお話 でございます。申し上げたいのは、いずれ基金もなし、かなり目いっぱいの財政運営をやっ ている中で突発的な財政需要が出たときの対応できるような財政状況にはなっていないと。 そういう場合に、先ほどの災害等については災害復旧債等の起債制度があるからそれで対 応できるのだというお話でございますけれども、そうではなくて災害以外の突発的な財政 需要、例えばこれから競馬がどうなるかわかりませんけれども、そういった出資法人等の整 理合理化のために突発的に財政負担をしなければならないような状況下になったときに本 県の財政は対応できるのかという、非常に大きな不安を少なからぬ県民の皆さん方が抱い ておられると、こういうことなのであります。そういう中で起債を増発しても 200 億円、 300 億円のギャップを埋めなければいけないのだということであれば、もう少し支出の見直 しでありますとか、収納率の向上でありますとか、あるいは使用料、手数料の見直し、これ はもちろんやらなければいけないことでありましょうけれども、それが二、三百億の収支ギ ャップを埋めるだけの財源を確保できるかと、これについては若干いささか不安なような 気もいたします。その辺を含めて将来のこの財政運営に対する心構えなり、そういったもの をお聞きしたいと思います。

○中村予算調製課総括課長 今小田島委員から厳しいお話をちょうだいいたしました。数字的には先ほど申し上げましたように、県債の追加発行等を行ってもなお図らなければならないギャップが、今後3年程度は200億円から300億円程度はあるというのはそのとおりでございますけれども、いずれ我々としては県の各部局総力を挙げてこれにギャップを埋めて、県民が県財政に不安を覚えないような形で全力で取り組んでまいりたいというよ

うに考えてございます。

○飯澤匡委員 期せずして前県知事が総務大臣になりました。3月まで中村さんはそのもとにあって、全国知事会の様子であったりさまざまな地方の分権改革について、今度の総務大臣も意欲を示しているようでありますが、これは実務的なことではなくて、あくまで過去にその政策の中で前知事の真髄といいますか、それに触れた予算調製課長さんのお話をお聞きしたい。

今後の分権改革の中で交付税改革、特に義務的経費も含めたそういう交付税の改革もど

んどんやっぱりしていくのだと、要は、地方の財源の部分についても積極的にやっていくの だという考えであったと私は認識をしているのですが、これは実務的なことは差っ引いて、 これからのその県政に係る部分、御意見を賜りたい。どのようなことでなっていくのであろ うかと。私たちよりははるかにその発展については個人的に触れている部分があると思い ますので、予想も含めて、また希望も含めて御意見を求めたいというふうに思います。 ○中村予算調製課総括課長 なかなか非常にお答えしにくい御質問だったわけですが、い ずれ私が3月まで調査監のほうに在籍をしておりまして、主には分権改革とかそういった ことに携わってまいりましたけれども、その基本的な考え方は、地方ができるだけ自分たち の考え、判断で政策選択なり、そういったことが住民と直接向き合ってやっていけるような 仕組みをつくっていこうといったようなことで取り組んでまいりましたし、それは前知事 も同じお考えで取り組んでいたものというふうに承知をしてございます。それで、結果的に 前回のというか、平成 18 年度までの三位一体改革の成果がそういった形になったかという ふうに言われますと、3 兆円という基幹税での税源移譲は実現はいたしましたけれども、結 果的には補助金改革はかなり国の負担を引き下げて地方に、言ってみればしわ寄せをした だけといったような総括もできるような状態でございましたので、極めてそういった面で は不十分な改革であったかなと。あわせて、先ほど来出ております交付税につきましても大 幅な削減がなされたということで、なかなか地方が本当に自立して自由な判断のもとにと いったような形とは、そういう意味で少し結果としては離れた分があるなというふうには 正直に思ってございます。そういったところを今後国のほうにも引き続き、それは新たな総 務大臣も含めて、格差是正担当といったことにも今回総務大臣はなってございますので、そ ういった都市と地方との格差といったような是正といった面もあわせて、我々としては国 のほうにもいろんな働きかけなり要請をしていきながら、本県ができるだけ自立した形で

- ○飯澤匡委員 ありがとうございました。
- ○野田武則委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにないようでございますので、総務部の皆さんは退席されて結構でございます。お忙しいところ御足労いただきましてありがとうございます。

それでは、林業公社の清算の状況及び取り組みについて、執行部に説明を求めます。

自治が行えるような形に持っていきたいというように考えてございます。

○藤沼森林保全課特命参事 それでは、林業公社の清算の状況及び取り組みについて御説

明を申し上げます。

お手元に林業公社の清算の状況及び取り組みについてという、A4判とA3判横の2枚の資料がお配りされていると思いますので、この資料に沿いまして説明をいたします。A3の資料は、本年6月10日前付近あるいは農林水産委員会の説明資料を現時点の内容として整理したものでありますが、林業公社に関係する委員会が初めての委員さんもおられるということで、内容をかいつまんで御説明したいと考えております。

それでは、最初にA3横の参考という資料から説明したいと思います。まず、資料左側にある1の林業公社の設立の背景と取り組みという項目がございますが、これにつきましては、戦後特に造林の拡大を必要とする地域において、急速かつ計画的に造林事業を進め、地域産業の振興を図ることを目的として、昭和39年民法により設立されたということになっております。

それから、2の事業の成果ですが、森林造成面積約2万4,000へクタールとなり、人工林率では昭和39年度の8%から平成18年度は38%と30%も向上しておりまして、地域雇用におきましては延べ600万人の雇用を創出していると、こういう成果となっております。

それから、3の借入金の状況、これは平成19年5月時点で、総計で622億円という金額となっております。

それから、次の4の経営改善の取り組みですが、農林漁業金融公庫資金約173億円の借りかえによりまして、将来利息64億円の軽減や造林保育コストの30%の削減等の経営改善に取り組んできておりまして、その合計額では78億円に及んでおります。

次に、下の一元化の必要性と公社の解散についてですが、(1)に背景というものがありますが、まず平成13年度、包括外部監査から指摘があったという、資料のような内容でございます。それから、14年度には森林整備のあり方に関する検討委員会、この委員会から一元化を含む改善の提言を受けております。また、平成15年度には関係市町村から県有林事業と林業公社事業の一元化を進めることや、林業公社の組織そのものの改廃を含めた林業行政の抜本的な見直しを図ることという要望があったものでありまして、こうした経緯を踏まえ総合的に勘案しまして、下のほうにありますが、平成16年3月、県の行財政構造改革推進協議会において一元化の方針を決定しているものであります。

この方針に基づきまして、3年間の猶予期間を設けて、この間に市町村、公庫等関係者との権利関係の調整に向けた合意形成などを進めて一元化を図ることとしてきておりまして、合意を得るに至りましてこの5月31日に解散しております。

次に、右のほうの欄になりますが、1の分収造林事業の承継についてというところにありますように、公社営林につきましては、県、市町村等の債権を林業公社立木の持ち分権により代物弁済を受けて、県有林事業として事業を継続することとしたものであります。

次の下にあります、まず農林漁業金融公庫の借入金についてですが、公社解散日の5月31日付で、県、公庫及び公社の3者で債務引受契約を締結して、県が公社にかわり事務を継続し、公社が公庫と締結した契約の約定に沿って7月10日に償還しております。

次に、県、市町村の貸付債権ですが、まず県、これは公庫を含んでおりますが、の貸付債権に対する代物弁済を、資料の右のほうにフロー図がありますので、あわせて御覧いただきたいと思います。フロー図の①、それから②というような説明と矢印がありますが、こういう処理によりまして代物弁済を行うこととしたものであります。

それから次に、市町村の貸付債権に対する県の代物弁済についてですが、これもフロー図の③、それから④、⑤、⑥、こういう処理によりまして処理をするということにしまして、これらの①から⑥までを行うための契約書としまして、1つは債務の処理に関する契約書、それからもう1つは契約上の地位及び地上権譲渡契約書、それから3つ目としまして分収林の取扱い等に関する契約書、これらを締結することによりまして債務の整理を行ってきております。

それから次に、(3) にありますように、公社の分収造林契約における権利義務を引き継ぐために、昨年の12月から土地所有者の同意書の取りまとめを始めておりまして、清算手続を、これは平成19年度末というふうに考えておりますが、これまでにできるだけの同意を得るということとしておりまして、ちなみに8月31日現在の同意状況では、資料にありますように2,671人のうち2,618人から同意をいただいておりまして、率で98%となっております。最近、さらに減っておりまして本日時点では48人となっておりまして、毎日毎日、減っている状況にあります。

次に、その中段に移りまして、2の一元化後の森林の管理についてですが、これもちょっと資料にありますので詳しくは申し上げませんが、まずGPSを活用した境界管理、これらによって効率的な森林管理体制の構築や、それから組織体制の見直しによりまして、一元化に対応した体制の整備などを行うこととしておりまして、現在実施しているという状況になっております。

それから次に、右のほうに公社の職員の処遇についてというものがありますが、(1)の 再就職に向けた取り組みでは、公社と連携して 40 を超える事業所の求人情報を収集して、 採用の意向を示した事業体を対象としまして職場見学会や面接会を実施しております。そ の結果、再就職を希望する7名全員については、資料に記載されている事業所へ就職しております。それからあと、資格取得研修というものがありますが、これについては昨年9月から岩手労働局、そういったところとお願いやら協議を行いまして、雇用給付を受けながら希望する職種についていろいろ取り組んでまいりまして、1名の方はこういう方法で現在7月から給付を受けながら研修受講しているという状況です。それから、ウにあります再就職を希望しない3名とありますが、これは受け入れを示した就職先をいろいろお勧めしましたが辞退をしたと。その内容としましては、実家に帰って農業をするとか、そういう内容となっております。

それから、一番下の段にありますが、一元化に係る関係条例等、これについては2月議会におきまして、(1)に記載しております関係条例の制定や改正、及び(2)にあります平成19年度県有林事業予算を提案して議決をいただいているところであります。さらに、6

月議会におきましては、(3) にありますように、財産を支払手段として使用することに関し議決を求めることについてという提案を行いまして、議決をいただいているところであります。

これでこのA3の資料の説明を終わりまして、前のA4のほうの資料の説明に移らせて いただきます。1番目の前文にありますように、公社は5月31日の総会で解散しておりま して、解散後の清算事務を行うため清算人4名を選任して、現務の結了やら、債権の取り立 て、あるいは債務の弁済等、こういった事務を清算人会に移管しております。公社の債務は 公社立木の持ち分権で代物弁済して完済するということとしておりますので、まず分収造 林契約の一方の当事者であります土地所有者から、この契約上の地位を公社から県へ承継 することについての同意を得るということが主要な清算事務というふうになっております。 それから、次に1の(1)という、清算事務の進捗状況ですが、まず(1)にありますよ うに、主な清算事務ということで、第1回に清算人会を総会と同日に行っておりまして、県 の西村林務担当技監を代表清算人に互選しております。そのほかは伊達岩泉町長さん、それ から伊東県林連会長さん、それからきょうも出席しております平野特命参事という4名と なっております。それから、民法の規定に基づきまして債権者への催告を行っております。 6月に3回官報公告を行っております。それから、6月21日、これは一般債権者に公社の ホームページでお知らせをしております。それから、6月27日、これは債権者へ個別の催 告を行っております。それから、第1回目の債務弁済ということですが、これを県議会の議 決をいただきまして、 565 億円弁済しております。 それから、 第2回清算人会、7月 19 日、 これで業務報告書、それから収支決算書の承認をしております。それから、第3回が8月27 日ということで、資産及び負債総額の確定をしております。

それから、(2)の債務の整理状況ということですが、まず契約承継の同意を得た契約地について、先ほど申しました債務の処理に関する契約書を締結して、公社の債務 565 億円を返済しております。その下の表にありますように、それぞれ公庫、県、市町村、こういう内容になっております。現在の残高は 57 億円というふうになっております。

大きい2に移りまして、清算事務推進上の課題ということですが、これにつきましてはいまだ同意をいただいていない土地所有者が8月末で53名となっております。これらの人から同意書をいただいて、分収造林契約上の地位を公社から県へ承継すること。まず、これが現在の課題となっております。同意の状況は先ほど述べた数字のとおりでございます。現在未同意者では2%、その主な理由としましては、理由欄の①にありますように、契約者が死亡して、相続者間の調整が未了6件、それから②にありますように所在不明、いろいろ追跡調査しておりますが、これ以上ちょっと調査が不可能だというのが1件で、それから回答を保留、交渉中、手続中というのが46件報告されております。そういう内容となっております。

それから、3番目、今後の取り組みでありますが、(1)にありますように、清算法人の担当職員2名、それから非常勤職員2名、それにあわせまして県有林担当職員が連携して取

り組んでおりまして、まず①にありますように、相続未了事案については、権利者の特定を促す。それから、②の所在不明者につきましては、家庭裁判所に対しまして不在者財産管理人の選任を申し立てること。それから、③の回答保留者等ですが、これについては繰り返して説明等を行い、丁寧な説明を行って、理解の醸成に努める。こういうような方法によりまして、12月をめどに同意書を徴取したいというふうに考えております。

(2)ですが、その上で2回目の債務の処理に関する契約書、これを締結して債務を完済 し、20年3月の清算結了を目指すと、こういうこととしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○野田武則委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑、意見交換に入りたいと思います。

ただいまの説明について、御意見、質疑ございませんでしょうか。どなたかございませんか。

- ○佐々木博委員 済みません、1つだけちょっと教えてください。結局市町村の40億円の持ち分というのは、まだそのままあるわけですよね、量を多くして。そこを。
- ○藤沼森林保全課特命参事 市町村の 40 億円の債務あるいは債権につきましても、その同意を得た分に係るものについては一たん権利受けまして、7月4日の議会の議決をいただいて、金額的には 90……後でちょっと数字を調べたいと思いますが、その分は弁済をしているという状況になっております。
- ○藤原森林保全課総括課長 ただいまの市町村の弁済、それから残高の関係ですけれども、 先ほどの説明資料の1の(2)のところですけれども、この表がございます。ここの真ん中 あたりに解散後の第1回弁済額ということで、市町村の分が36億円ということになってお りまして、債務残高が4億円という状況になってございます。
- ○佐々木博委員 ちょっとこのA3の、分収造林事業の承継についてというところの(2) の貸付債権についての代物弁済のスキームがあるではないですか。この①から⑥までのね。これ見ていると、私の理解では林業公社から県が代物弁済を受けて、その代物弁済を受けたものの一部を市町村に今度県が代位弁済したと、そうですよね。そして、代位弁済したことによって県は求償権を持ったから、その求償権を林業公社に行使をして、林業公社から市町村が本来持っているべき40億円分をまず県が代物弁済をやるということでしょう。そうですよね。何でこんな面倒なことをしたのかなと実は思っている。普通であれば林業公社から県は県の分の代物弁済を受けて、市町村は市町村で代物弁済を受ければ済む話なのに、こういうふうな難しいことをやったその背景についてちょっと教えていただきたいということなのです。
- ○藤原森林保全課総括課長 これは6月議会にその代位弁済につきまして付議して御了解をいただいているわけですけれども、改めて御説明させていただきます。

まず、その公社に対する債権整理の考え方ですけれども、公社は公庫、県、市町村から貸付金を受けています。公社の解散に伴いまして、公社公債権を県、市町村の立木の持ち分権

により代物弁済して整理をする。これが大きなスキームになっております。今委員お話しされましたように、なぜ回りくどいやり方をしたかということですけれども、公社が市町村に直接債務を弁済した場合、この場合は市町村に分収造林契約上の造林者としての権利義務、要するに経営権ですとか、そういったようなものまで債権金額の割合に応じて移転してしまうということです。そうしますと、これまでの土地所有者と造林者、これ公社ですけれども、2者契約から造林者を県、市町村、それから一方で森林所有者ということで3者契約になってしまう。そうしますと、県がせっかく一元的に森林を管理しようとしても、いろいろスピードを持って処理できないという面がございます。そういったことから迅速な事業執行あるいは経費縮減を図るためにも、この3者契約を避ける必要があるという考え方でございます。今回のその3者契約を避けるスキームといたしまして、この代位弁済の手法を用いたところでございます。この手法によりますと、公社の分収造林契約上の権利、義務を県のみに移転することができると。分収造林契約上は土地所有者と県との2者契約にすることができる。こういう手法によりまして、公社営林は県と市町村の共有物ということにはなるのですけれども、管理を一体的にやることができるというようなことでございます。

- ○佐々木博委員 はい、わかりました。
- ○野田武則委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野田武則委員長 それでは、ほかにないようでございますので、質疑、意見交換を終わり たいと思います。

本日の調査は、これをもって終了いたします。

農林水産部の方々は退席されて結構でございます。大変御苦労さまでございます。ありが とうございます。

それでは、委員の皆さんには、次回の委員会運営等について御相談がありますので、しば しお残りをお願いしたいと思います。

1月に予定されております当委員会の県外調査についてお諮りをしたいと思います。お 手元に調査計画(案)を御覧ください。案といたしまして、岡山県と北九州市を考えており ます。岡山県は、行財政改革、地方振興局、出先機関の再編、県立病院の独立行政法人化に 取り組み、また北九州市では競輪事業を包括民間委託という手法で民間委託を行うなどし て、経営改善に取り組んでおります。この件につきまして御意見はございませんでしょうか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○野田武則委員長 ありがとうございます。それでは、次回の委員会についてお諮りをいたしたいと思います。8月8日の当委員会におきまして、総合政策室からしかるべき時期に、行財政改革に関するプログラムの素案を示し、議員への説明、パブコメ等を経て、できれば年内に策定にこぎつけたいとの話がありましたが、今後行財政改革に関するプログラムについて、どのように調査していくか、委員の皆さんからの御意見をいただきたいと思います。ちなみに、今後の見込みといたしまして、9月18日に新しい地域経営の計画(案)につ

いて全議員に説明があるそうでございます。その後、9月下旬以降ですが、パブリックコメントが始まります。そして、年内に成案が策定、年内というのは大体11月ごろだということでございますが、今度の委員会は9月11日にあるわけですが、その後は予定されているのは来年の1月17日の県外調査ということで、この間ちょっとあくわけですので、皆さんの御意見を聞きながら調査をしていきたいと、こう思いますが、どうぞよろしくお願いします。

## (「委員長一任」と呼ぶものあり)

- ○野田武則委員長 いわゆるその行財政改革の新しい地域計画の計画(案)は9月18日に全議員に説明がなされると、こういうことでございますので、それはあくまでも素案で骨子だそうでございます。ですから、それについては特に当委員会として調査をするまでには至らないのではないかなと思うのですが、その後、素案の説明をなされた後、成案に至る直前といいますかね、そのあたりがいいのではないかなと私は思っているのですが、皆さんのほうで……。
- ○佐々木博委員 常任委員会じゃないんですかね。
- ○佐々木大和委員 常任委員会のほうでやるんじゃないですかね。
- ○佐々木博委員 議案説明でやるの。
- ○佐々木大和委員 そのほかに審議というか……。
- ○佐々木博委員 10日前の議案説明でやるわけだ。
- ○佐々木大和委員 この成案に行く過程は総務……。
- ○佐々木博委員 常任委員会でやれば。
- ○佐々木大和委員 常任委員会でやるんでしょ。ここでは勉強するのはいい。
- ○佐々木博委員 勉強するのはいいと思うけれどもね。
- ○野田武則委員長 いいでしょうね。
- ○柳村岩見委員 名前いただいている特別委員会だからね。特別委員会軽視にならないのかね。委員長背後にして。
- ○佐々木博委員 委員長一任。
- ○野田武則委員長 ああ、そうですか。
- ○佐々木大和委員 途中で1回勉強会あればやっぱりいいかもしれない。
- ○柳村岩見委員 勉強会あったほういいです。
- ○佐々木大和委員 その決定ごろまでは、結局はみんなで総務委員会に入っていくのだから。
- ○野田武則委員長 では、ただいまの御意見をいただきまして、成案に至る直前あたりに当 委員会を開きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどちょっとお話ししましたとおり、9月11日には県内調査を実施したいと思いますので、皆さんの御参加をお願い申し上げたいと思います。

○佐々木大和委員 スケジュールは。

- ○野田武則委員長 スケジュールは皆さんに既に……
- ○佐々木大和委員 10 時スタートで、何時から行くのですか。
- ○佐々木博委員 スケジュールもらっていた。
- ○佐々木大和委員 もらっていたの。
- ○佐々木博委員 もらっていた。
- ○野田武則委員長 来ていますねよね。
- ○佐々木博委員 郵送してきた。
- ○野田武則委員長 このままの姿でいいと思います。ただ、住宅公社の視察を見るわけですが、その住宅、アヴニールですね。そこから I G R に乗ります。
- ○佐々木大和委員 IGRに乗って。
- ○野田武則委員長 はい、電車に乗ります。そして……
- ○柳村岩見委員 IGRって、最初はJR。
- ○野田武則委員長 どこに行く、青山に行くのか。ちょっと済みません、せっかくですから 事務局からちょっと詳しく説明してください。
- ○蛇口担当書記 当日の日程ですけれども、10 時にとりあえず議事堂に集まっていただきまして、この第1委員会室のほうでIGRと、あと岩手県の住宅供給公社のほうからそれぞれまず概要について説明いただくことになっております。その後、11 時 55 分ぐらいに一同はバスで出発しまして、途中矢巾のほうで昼食を経た後に紫波中央駅前にありますアヴニール紫波のほうの視察を行う予定になっております。その後、今度は紫波中央駅からJR及びIGRのほうに乗り継いでいただきまして青山駅のほうに御移動いただく予定でございます。そして、青山駅のほうでは青山駅の整備状況、あと今後の整備見込みにつきましてIGRのほうから説明をしていただきます。そして、15 時 50 分ぐらいにその説明を終わった後にこの議事堂のほうに戻る予定になっております。
- ○野田武則委員長 どうですかね。何か、よろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
- ○野田武則委員長 それでは、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。 どうも御苦労さまでした。